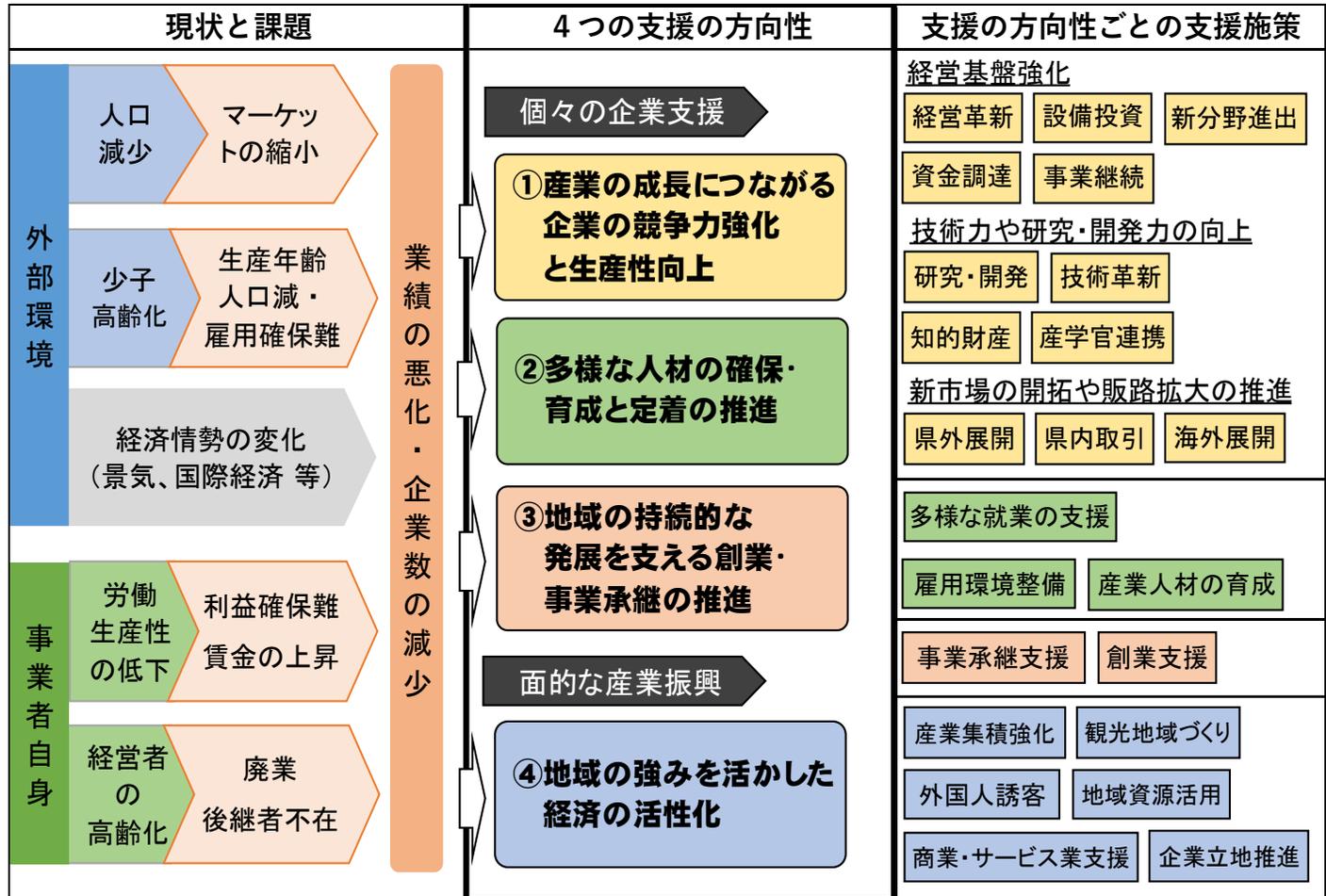


島根県中小企業・小規模企業振興基本計画(令和2年度～6年度)の概要

- 県内の中小企業は、全企業数の99.9%、従業員数の92.5%(平成28年経済センサス)を占め、県内の経済と雇用の中心的な担い手であるとともに、地域社会を支え、県民生活の向上に貢献している重要な存在
- 平成27年12月に制定された島根県中小企業・小規模企業振興条例に基づき、中小企業・小規模企業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため本計画を策定
- 県では、中小企業・小規模企業を取り巻く環境を踏まえ、次の4つの支援の方向性のもと、企業の自律的な経営の確立と持続・成長・発展に向けた支援を展開

1. 島根県中小企業・小規模企業振興基本計画のイメージ図



☆支援する上での配慮事項

- ・ 小規模企業への対応
- ・ 中山間地域・離島地域への対応
- ・ 官公需の対応

各施策は、条例第11条に掲げられた13の基本方針に整合

2. 特に力を入れる支援のポイント(令和2年度～)

近年の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、年々目まぐるしく変化するため、当計画では、短期(1～2年程度)での支援のポイントを設定し、その時々合った中小企業の課題に柔軟に対応

①生産性向上に向けた支援	②人手不足への対応支援	③事業承継の支援
新商品開発による事業拡大や設備投資による業務改善などの取組を、経営・技術・販路・人材育成の総合的な支援施策により支援	若者の県内就職や、女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材の就業・活躍、職場環境の改善による定着等を促進	経営者に対する啓発から、案件の掘り起こし、後継者の確保、事業承継計画の策定、フォローアップまで、円滑な事業承継を支援